

日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設に係る事業変更許可申請についての
令和4年6月8日面談のご質問に対する回答

<ご質問>

添付書類三の気象観測データについて、最新の気象データの確認プロセス及びいつの時点で許可書の基本設計に反映するかについて説明のこと。
本件は廃棄物管理事業だけではなく、大洗研究所、原子力機構全体に関わる内容として整理し説明すること。

<回答>

現在の廃棄物管理事業変更許可は、新規規制基準対応として平成26年に申請し平成30年に許可を得ている。この申請において、申請時の最新の気象データとして2009年～2013年の5年間のデータを用いた。今回の申請においては気象データを用いた評価に係る変更がないため、気象データについても変更を行っていないが、今後の変更許可申請において気象データを用いた評価に係る変更がある場合は、その時点で最新の気象データと既許可の気象データが同等であることを確認し採用を検討する。

大洗研究所の原子炉施設の変更許可申請においても同様に2009年～2013年の気象データを使用していること、核燃料物質使用施設の変更許可申請においても2009年～2013年の気象データを用いて今後変更許可申請を行う予定であり、大洗研究所の変更許可に用いる気象データは統一したものとしている。

以上